

「立川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の流れ

「条例」：立川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

「規則」：立川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

※次の建築物が対象となります(条例第2条1号)

- ・高さ10mを超える建築物
- ・第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内にある軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物

